

令和4年 第5回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和4年5月25日(水)					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
閉会時刻宣言	午後3時49分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
6	小川 收一	出				

[議案等]

日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による農地転用許可申請について  
土地の表示：大字滝ノ入（畑） 合計 140 m<sup>2</sup>  
事由：経営規模拡大のため  
契約内容：所有権移転

議案第1号番号2 農地法第3条の規定による農地転用許可申請について  
土地の表示：大字葛貫（畑） 合計 1,014 m<sup>2</sup>  
事由：経営規模拡大のため  
契約内容：所有権移転

議案第1号番号3 農地法第3条の規定による農地転用許可申請について  
土地の表示：大字葛貫（畑） 合計 433 m<sup>2</sup>  
事由：経営規模拡大のため  
契約内容：所有権移転

議案第1号番号4 農地法第3条の規定による農地転用許可申請について  
土地の表示：大字葛貫（畑） 合計 500 m<sup>2</sup>  
事由：経営規模拡大のため  
契約内容：所有権移転

議案第1号番号5 農地法第3条の規定による農地転用許可申請について  
土地の表示：大字葛貫（畑） 合計 1,412 m<sup>2</sup>  
事由：経営規模拡大のため  
契約内容：所有権移転

議案第1号番号6 農地法第3条の規定による農地転用許可申請について  
土地の表示：大字大類（畑） 合計 3,964 m<sup>2</sup>  
事由：経営規模拡大のため  
契約内容：所有権移転

日程第4 議案第2号番号1 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請につ  
いて  
土地の表示：大字葛貫（畑） 合計 500 m<sup>2</sup>

転用の詳細：農業用施設

転用の時期：許可後

日程第5 議案第3号番号1 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

土地の表示：若山三丁目（田） 合計 392 m<sup>2</sup>

転用の詳細：自己用住宅敷地

権利の種類：所有権移転

議案第3号番号2 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

土地の表示：大字長瀬（畑） 合計 362 m<sup>2</sup>

転用の詳細：自己用住宅敷地

権利の種類：使用貸借権

日程第6 議案第4号番号1 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：大字川角（畑） 4筆合計 2,884 m<sup>2</sup>

契約内容：使用貸借、5年10ヵ月

日程第7 報告第1号番号1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：大字毛呂本郷（畑） 合計 478 m<sup>2</sup>

転用の詳細：住宅の建設

転用の時期：受理通知後

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和4年第5回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名中6名、農地利用最適化推進委員5名の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは会議録署名委員に2番、3番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 議案第1号</p>
議長	<p>議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>地元ですので説明します。ここが河川工事で下側に河川が移りましてここだけ取り残されてしまいました。</p>
議長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。</p>

	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	続いて、議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号2農地法第3条の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	続いて、議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	理由書に〇〇さんとあって、〇〇さんと〇〇さんとあるのは。
議長	〇〇さんは〇〇さんに売ってその代わりに〇〇さんの自宅近くの所を購入すると言う事ですよ。
事務局	飛び地で持っていた所有地を〇〇さんに譲りまして〇〇さんが所有している所を〇〇さんが買うという形になります。
委員	〇〇さんが業者に売る訳ですか。

事務局	〇〇さんが売るのは、〇〇さんになります。
委員	番号3番、4番、5番が、ここから契約内容で対価が10アール当たり結構上がってきてますが、これは埼玉県の平均値など田畑で参考資料はありますか。
事務局	2021年度の全国農業会議所で耕作目的田畑売買価格を出しております。それによりますと埼玉県の平均価格で田が1,676,000円、畑が2,891,000円となっております。
議長	〇〇さんは倉庫の所を売ってるんですか。その代替えみたいな形で土地を買ってるんですか。
事務局	バイパスの反対側の部分が倉庫になるので、その逆側の所で改めて耕作をするのでそちらの農地になります。
委員	14ページは良いとしても番号4の時に〇〇さんの自作田0と書いてありますが、これは書類不備ですね。
事務局	対価については10アール当たりになると高額になりますが、申請書に書かれている金額を割り返しておりますが、相対の契約ですのでその旨を記載させていただいております。
委員	〇〇さんの件は解りました。
委員	峯岸委員さんが言ったように、自作田という所が現況確認帳には田が3筆ありますが、管理されているとなっていて現況が田にも関わらず1筆の面積しか入っていないが。これを先ほど指摘されたと思いますが。
事務局	代理人によると、地目上は田になっているが基本的にはやるにしても野菜とかの畑をするとなっているのでこちらに出された書類としては畑で全部の面積を計上しております。
委員	全体では10526㎡となっておりますが、田が600㎡と自作が9900㎡で特に田とはしてないですが、田の方が畑の方へ含まれているのですか。

委員	19ページの登記簿と現況と書いてある、今森委員が言うように登記簿と現況がこの書類が違ってらるんすよね。10番と13番が現況畑となっていればまだ許せる所ですが、現況田となっていてそれを管理されているというふうに役場が確認したということは本当に確認したのかどうか、これは疑義ありというふうに私は判断すると思ひます。
事務局	現況確認帳の作り方としては、農地台帳システムで登記地目等を確認させていただいてその上で現地等を確認するというので管理という形で表現させて頂いておひります。
委員	田んぼとして出来ないために畑として理由書を付けるなどして書類をもっと正確に書いたほうが良いのでは。何を管理しているという事すよね。この件については来月に先送りにしてもらひたい。
議長	3番目はどういたしますか。〇〇さんが〇〇さんから買う件は。
委員	19ページに疑義があるということすよね。
委員	でも訂正するのであれば、現地を確認してると訂正してらるんすのであればこのままでも何もしなくてもいいのではないですか。
事務局	代理人から作られた資料すすと全てが畑となつておひります。農地台帳システム上登記地目だと畑ではなく田という形になり台帳システムから資料を作つておひります。
議長	事務局で作成したのがまずかつたということであれば別なんすでしょうが。
事務局	19ページの現況確認帳については事務局で作成しておひります。
議長	現況は代理人から来ているのは畑で来ているのですか。
事務局	当事者の状況の面積については、申請でそうなつておひりますので申請どりの面積を記載させていただいておひります。

委員	認可するにあたって、4番と10番と13番は事務局で作ったのなら、このページだけ入れ替えてください。
事務局	4番については、603で残っておりますので10番と13番の現況を入れ替えることでよろしいでしょうか。
議長	事務局で再作成して差し替えということでお願いします。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号3農地法第3条の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	続いて、議案第1号番号4農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	これも先ほどと同じ自作田。全部違いますよね。25ページに4と6と西大久保の土地が自作田になってます。25ページの3件の田んぼがありますがこれも不備ですね。これは、本人が出したのではないので解らないんですか。
事務局	書類自体は、代理人が申請しております。
委員	倉庫が完成するとこの辺一帯の地目が変更になるとかありますか。
事務局	倉庫の部分は産業系の区域指定をしている部分でその部分のみの計画になっておりますので、指定した区域以外の部分に関しては開発による影響というより地目等の影響はありません。
委員	倉庫の中心に対して、何メートル四方に地目が変更になるとかそういう



	<p>ことはありませんか。</p>
事務局	<p>そういう事は特にありません。</p>
委員	<p>三年三作経過しないと転用出来ないというのはまだ生きているのですか。</p>
事務局	<p>三年三作というのはどの自治体も、その方向で指導をしておりますが、法的な規制という意味ではないというのが国の見解になってます。三年三作というので指導は続いている形になっておりますが、基準とする法律等は無いと言うことです。</p>
委員	<p>バイパスに接しており投機目的ではないかと思ってしまう。</p>
委員	<p>拒否する理由にはならないのではないですか。自作田が0になっているのも書類の中で合わせて行くとおかしいかなというのはありますが。</p>
事務局	<p>先ほどの3番と同じように現況確認帳はこちらで作成したもののなので、申請に合わせて現況を直すという事で補正をさせて頂ければと思います。</p>
委員	<p>書類的にはそれで整えばという気がしますが。</p>
委員	<p>拒否する理由がなくなるんですね、田ということで修正すると。書類上の不備がなくなると農業委員会として先送りするとか理由がなくなってしまうという問題がある。</p>
委員	<p>差替えてもらえれば書類的には整うと思いますが。差し替えますか。</p>
事務局	<p>こちらで作成した書類は差し替えさせて頂きます。</p>
委員	<p>代理人じゃなくて本人に説明書を付けてもらえますか。</p>
事務局	<p>代理人がそのような手続きをするという事で代理を受けているので本人にとというのは難しいと思います。</p>

委員	おかしいのではないですか。貸出地もないが。
委員	貸付地の 835 というのは筆の中でどこですか。前後なのか一部なのかわからないが。
事務局	農地台帳システムの中で自作と貸付と振り分けられているものを貸付で足したものをそのまま記載してしまいまして、所有している中の 835 m <sup>2</sup> が貸付地になっております。
議長	それではこの辺の所を訂正してもらえれば書類としては問題ないという事で。農業委員とすると可否は問題ないという事になってしまいますよね。
委員	事務局が後追いをしてないんですよね、後追いをしていないからこのような問題が出てくるんですよ。これは、私は賛成できません。次回にしてもいいと思います。
議長	これは可否だけは取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。  (挙手多数) 差し替えでという多数の声あり。
議長	挙手多数です、差し替えでお願いします。議案第 1 号番号 4 農地法第 3 条の規定による許可申請は許可相当といたします。事務局で確認だけはしておいてください。
議長	続いて、議案第 1 号番号 5 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
事務局	31 ページの現況確認帳でございますが、こちらも先ほどと同じように 4 番、6 番、11 番については変更させていただきます。
委員	安易に経営状況を書きすぎている、330 日も出ている訳がない。1 日

	も休まないで畑に行っているということですよ。
事務局	聞き取りの時に実際の所を聞いて記入するようにしたいと思います。
委員	あくまで文書にこだわって書いているから、余りにも理由書が極端すぎる。なぜ、代理人を入れる書類が通っているのか。耕作している人だったら自分で書けるでしょう、難しい書類ではないのではないかと。
委員	代理人は制度的にあるからしょうがないと思いますが。
委員	あくまで代理人が書いているのが通り一遍のことだから事務局が注意していないからこのような事になるのではないかと。
委員	事務局も受けない訳にはいかないでしょう。
事務局	本人にも確認して記載している部分もあると思いますが。
委員	これは先送りにしたいですね。事務局が再調査してもらいたい案件だと思います。
委員	何について先送りにするのですか。
委員	書類上に色々な不備があるという事です。事務局が田んぼがあるのを書いていないとか貸出地がなかったりしてます。
委員	自作地とかもちゃんと入れてもらって、前の案件も決を採っているから。これだけ一切採らないという訳にはいかない。
議長	内容を書き換えてもらうということで話してもらうということもありますが、決を採ります。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手多数) 直すという事でという多数の声あり。
議長	挙手多数ですので、議案第1号番号5農地法第3条の規定による許可申請は許可相当といたします。代理人か本人に現実に即して書いてもらってください。

議長	続いて、議案第1号番号6 農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
事務局	先ほどの労働力の数値の話ですが、こちらで聞き取る時にどのように聞いているかということですが、聞いているのは農作業に従事する期間を月単位で聞いておきまして、この期間は従事するということですので、一月を30と考えると30の倍数になっておきまして、それがいつでも従事できる状態にある期間はいつですかと聞いておきますので、330というのは1月を除いて11か月間は農作業に従事できる期間だという申請を受けて330になるという事です。
委員	従事できる期間ということですか。
事務局	従事できる期間ということで聞き取りを行っております。良いという事であれば今後も聞き取りを行いますし、実際にその内の何日位従事する予定なのか解った方が良いのであればさらに今後聞き取ってその係数を掛けて何日という表現としてもやぶさかではないと思います。
委員	従事できる日を1日と、してしなくても1日と見ると言う。
事務局	実際の申請は月単位しか聞いておりませんので。そういう聞き方ですので今までは。そうではなくて実際の所何日間位従事する予定なのかと聞いて書くということであればそれを聞き取って書くようにします。
委員	今後そのようにしてもらいたい。
委員	様式は国や県からこのとおりにしなさいと来ている書式ですか。国県が1カ月の就農可能ということで記載しなさいと。国の書類ですか。
事務局	農地法3条の規定で定められた様式です。その中で農作業の従事状況を

	書いてくださいということで月単位に従事するかどうか書くと、月単位で従事することを書いたらその下の従事する期間というのはその期間必要な農作業にいつでも従事できる状態にある事をいうと注釈がありますから、その月が従事できる状態にあるということであれば30ということです。
委員	今従事できると言われましたが、例えば私なんかは半日しかやってませんが、その場合はどのような記載になるのですか。1時間でも1日。
事務局	半日でも1日という換算にはなりません。 つまり月単位でしか聞かれておりませんので、360日という方もいらっしゃるということです。
委員	労働力という文言が勘違いする、就労可能日とかにした方が良いのではないか。
事務局	農業経営状況調査の表は町で作っておりますので、労働力という表現が現実に即していないということであれば、これを国の様式に合わせて従事状況ということであれば合うこととなります。次回からそのようにさせていただきます。
議長	今後そのように変更してください。他に質問のある方はいますか。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号6農地法第3条の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	◎日程第4 議案第2号 議案第2号番号1 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)

議長	質問のある方はいますか。
委員	これは全部の土地ですか一部ですか。
事務局	●●番が全部です。42ページの公図をご覧ください、元々は●●という大きな筆でしたがその内分筆をしまして●●一筆となります。
委員	面積はどれくらいですか。
事務局	転用する予定の面積は500㎡になります。
委員	農業振興地域ではないですか。
事務局	除外は先月終了した場所になります。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、議案第2号番号1農地法第4条第1項の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	◎日程第5 議案第3号 議案第3号番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第3号番号1農地法第5条第1項の規定による許可申請は許可相当といたします。

議長	<p>続いて、議案第 3 号番号 2 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p> <p>(内容説明)</p>
事務局	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。</p>
議長	<p>(挙手全員)</p>
委員	
議長	<p>全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は許可相当といたします。</p>
議長	<p>◎日程第 6 議案第 4 号 議案第 4 号番号 1 農用地利用集積計画の決定について事務局に説明を求めます。</p> <p>(内容説明)</p>
事務局	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。</p>
議長	<p>(挙手全員)</p>
委員	
議長	<p>全員挙手ですので、議案第 4 号番号 1 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>◎日程第 7 報告第 1 号 報告第 1 号番号 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。</p> <p>(内容説明)</p>
事務局	

議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第1号番号1農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についての報告を終わります。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	(閉会挨拶)
会長代理	以上を持ちまして令和4年第5回農業委員会総会を閉会いたします。